

話し方はブランド

「物が落ちていたなと思ったら瞬間にすぐ拾っている」「釘を取ってくれ」と言われたら「金槌も一緒」に持って行く。手を抜かない行動。しぐさが癖として身体に染みこんでいる人がいる。

目つき、表情、ものの言い方、身のこなしが、哲学や生活信条が、自然と表れ身に付いているのです。

身のこなしで心を伝える。相手の陽明学の「知行合一」です。知（真の認識）と行（道徳的実践）とは表裏一体の人。話しっぷりは、その人のブランドです。

初対面で地位、職業、年齢を聞かない。

「三脱の教え」しぐさで判断する。



いつも基本的にお金も大事だけど、お金以上に大事なことがあることを、かんがえていた。相手のこと、命のこと・・・。

行動はいつも生死を懸ける真剣勝負。戦ったら絶対勝つ。

絶対的どん底を味わい尽くし、絶望をいくつも超え、眠れぬ夜を超え、一人でけりを付け、熱い想いを日々重ね続ける人がある。

納税者権利憲章

納税者権利憲章が24年1月1日公表の予定。内容は不明（当然国税庁寄り？）ですが、お隣の韓国にも大きく後れを取る日本は、お上、役人の天国です。納税者の権利を保障する基本法すら存在していない程の後進国です。

税務調査の現場でしばしばみられる、事前通知なしの税務署員の突然の訪問（任意調査）や一方的に所得を算出し納税を強要する「推計課税」など人権無視の強権的な税務行政を改めさせ、納税者の権利を守るために、手続規定の整備が求められています。

◇各国の制定状況◇

フランス 1975年に実施。
フランス 1975年に実施。税務署が申告に疑問を持ち、調査をする必要があると判断した場合、遅くとも8日前に調査の可能性を知らせ、内容を明示し、立会人の権利を伝える必要がある。
西ドイツ 1977年に実施。
カナダ 1985年に実施。
イギリス 1986年に実施。

「納税者は公平に扱われ、法に基づき適正な税額のみを支払うことを要請される」。納税者が納得できない場合独立した監督官に不服申し立てができ、監督官の法解釈に納得できなければ直接裁判所に訴えることができる。
ニュージーランド 1988年。
アメリカ 1988年に実施。

内国歳入庁（国税庁）は「職

員は、常に納税者に権利を説明し、権利を保護する」との文書を発行、配布している。
インド 1990年に実施。
韓国 1997年に実施。

「具体的な租税脱漏の疑いがない限り限り誠実な納税者であり、納税者が提出した税務資料は真実なものと推定される」と定めている。これに先立って、1986年国税基本法を改正し、納税者の権利の章を新設し、納税者権利憲章の制定と交付、重複調査の禁止、代理人選任権、納税者の誠実性の推定、調査の通知、調査結果の報告などを規定した。オーストラリア 1997年実施。

不服の場合「連邦オンブズマンに不服を申し立てる権利がある」。
スペイン 1998年に実施。
イタリア 2000年に実施。

民を愚弄するものです。

事件は「現場で起きている」官邸や会議室でない。

非常事態の認識、かつ最悪の情報発信が大切。姑息な情報管理の政権

と東電に問題はないのか。早急に人身を一新し、日本は平成の江戸時代を覚悟しなければならぬ・・・。

チェルノブイリと日本

風任せ。今起きていることは同じではないのか。本質的にどこが違うのか。小出しの政府から、説明はない。最悪の説明、危機管理が誠にお粗末すぎ。政府も東電もトップは覚悟が実に足らない。現場で指揮をすべき、その程度のトップは

(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2011年3月29日(火) NO 182

地域から明るい未来を作ろう